

鎌倉市議会

12月定例会議案集

(その2)

平成27年

目 次

議案第 66 号	業務委託契約の締結について……………	1
議案第 67 号	工事請負契約の変更について……………	8
議案第 68 号	建物明渡等請求訴訟の提起について……………	14

業務委託契約の締結について

本市は、鎌倉市立中学校給食調理等業務の委託について、次のとおり契約を締結するものとする。

平成27年12月 2 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- 1 件 名 鎌倉市立中学校給食調理等業務
- 2 契約金額 以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。

喫食率	1食単価
30%未満	851円
30%以上 40%未満	644円
40%以上 50%未満	519円
50%以上 60%未満	435円
60%以上 70%未満	395円
70%以上 80%未満	365円
80%以上 90%未満	342円
90%以上 100%以下	323円

3 契 約 者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇 本 実

業 務 委 託 仮 契 約 書

委 託 す る 業 務 の 名 称	鎌倉市立中学校給食調理等業務																		
契 約 金 額	以下に示す喫食率ごとの1食単価に月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額（1円未満の端数は切り捨て。）とする。 <table border="1" style="margin: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="padding: 2px 10px;">喫食率</th> <th style="padding: 2px 10px;">1食単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">30%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">851円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">30%以上 40%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">644円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">40%以上 50%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">519円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">50%以上 60%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">435円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">60%以上 70%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">395円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">70%以上 80%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">365円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">80%以上 90%未満</td> <td style="padding: 2px 10px;">342円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">90%以上 100%以下</td> <td style="padding: 2px 10px;">323円</td> </tr> </tbody> </table>	喫食率	1食単価	30%未満	851円	30%以上 40%未満	644円	40%以上 50%未満	519円	50%以上 60%未満	435円	60%以上 70%未満	395円	70%以上 80%未満	365円	80%以上 90%未満	342円	90%以上 100%以下	323円
喫食率	1食単価																		
30%未満	851円																		
30%以上 40%未満	644円																		
40%以上 50%未満	519円																		
50%以上 60%未満	435円																		
60%以上 70%未満	395円																		
70%以上 80%未満	365円																		
80%以上 90%未満	342円																		
90%以上 100%以下	323円																		
契 約 (履 行) 期 間	平成 27 年 11 月 27 日～平成 39 年 10 月 31 日																		
業 務 委 託 場 所	鎌倉市笛田一丁目 50 番 3 ほか																		
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り替わるものとします。この場合、発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付します。																			

上記の業務について、発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「ハーベスト株式会社」として、上記事項及び次の契約条項に定めるところにより、業務委託仮契約を締結します。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成27年11月27日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇

受注者 横浜市保土ヶ谷区岩間町二丁目120番地
ハーベスト株式会社
代表取締役 脇本 実

(契約の目的及び業務)

第1条 本契約は、鎌倉市立中学校（以下「対象学校」という。）における良質な学校給食が安全で衛生的かつ安定的に提供されることを目的として、発注者が次の各号に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 食材料の発注、受領、検収及び保管
- (2) 給食調理及び弁当容器等への盛り付け
- (3) 弁当容器等の学級単位の仕分け
- (4) 弁当容器等の配送及び回収
- (5) 受入室での給食の受け渡し
- (6) 弁当容器等の洗浄、消毒及び保管
- (7) 残菜及び厨芥の処理
- (8) 前各号に付帯して必要な業務

(委託業務の実施)

第2条 受注者は、本契約及び別添「鎌倉市立中学校給食調理等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」等に基づき、委託業務を誠実に履行しなければならない。

(業務管理等)

第3条 受注者は、業務従事者の健康管理及び委託業務の衛生管理に万全を期さなければならない。

2 受注者は、委託業務の円滑な履行が図られるよう必要な人員を配置しなければならない。

3 受注者は、業務従事者の中から仕様書に定める総括業務責任者等を選任しなければならない。

(関係法令の遵守)

第4条 受注者は、委託業務の実施に当たっては、本契約及び仕様書のほか、学校給食に関する法令、食品及び公衆衛生に関する法令等の関係法令を遵守しなければならない。

(経費負担)

第5条 受注者は、委託業務の実施に当たって、仕様書に発注者の負担と定められたもの以外の一切の経費を負担する。

(再委託の禁止)

第6条 受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、当該業務の一部を第三者に委託することができる。

(権利譲渡等の禁止)

第7条 受注者は、本契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又は抵当権その他担保の目的に供してはならない。

(検査)

第8条 発注者は、受注者の業務履行結果について、総括業務責任者の立会いの下、仕様書及び調理手配表等に基づき検査を行うものとする。

2 受注者は、前項の検査の結果、不合格と認められる場合は、発注者の指示に従い、自己の負担により手直し又はやり直しをしなければならない。

3 発注者は、受注者が前項の手直し又はやり直しを終えたときは、その結果を検査するものとする。

(委託料の請求等)

第9条 受注者は、給食実施月ごとの業務完了後、速やかに発注者が別に定める報告書を添えて、当該月分の委託料を発注者に請求する。

2 請求する委託料は、本契約書の頭書に提示する喫食率ごとの1食単価に発注者が確認した月の合計食数を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た金額(1円未満の端数は切り捨て。)とする。

3 受注者は、委託料の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

4 発注者は、受注者の請求が適当と認めたときは、委託料を支払うものとする。

(契約保証金)

第10条 鎌倉市契約規則(昭和39年6月鎌倉市規則第20号)第5条第3号により、契約保証金は免除する。

(履行状況の調査)

第11条 発注者は、第8条の検査のほか、必要があると認めたときは、受注者の委託業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務改善の指示)

第12条 発注者は、前条の調査の結果、委託業務の履行状況が不適切であると認められるときは、受注者に対し業務改善の指示をすることができる。

(事故等への対応)

第13条 受注者は、委託業務の履行にあたり、事故等が発生した場合は、臨機に適切な措置を講じるとともに、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

2 受注者は、不測の事態により、委託業務の履行が不可能となった場合、又は不可能となるおそれがある場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従い対応するものとする。

(安全の配慮)

第14条 受注者は、委託業務の履行にあたり、常に対象学校の生徒等の安全に配慮するものとし、必要に応じて安全対策の措置を講じなければならない。

(大規模災害時の協力)

第15条 受注者は、大規模災害発生時に発注者が行う食料の供給に協力しなければならない。この場合において、詳細については発注者及び受注者双方協議

の上定めるものとする。

(契約内容の変更)

第 16 条 発注者は必要があるときは、受注者と協議のうえ、本契約の内容を変更することができる。

(契約の解除)

第 17 条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 受注者が、本契約に違反したとき。
- (2) 受注者が故意又は過失により、発注者に対して著しい損害を与えるなど、受託者として不適当な行為があったとき。
- (3) 受注者が、契約の解除を申し出て、発注者がこれを認めたとき。
- (4) 正当な理由なく、受注者が発注者の指示に従わないとき。
- (5) 発注者が、契約の継続を必要としなくなったとき。

2 発注者は、前項第 5 号の規定による契約の解除をしようとするときは、事前に受注者と協議するものとする。

3 第 1 項第 1 号から第 4 号までの規定により契約を解除した場合、発注者は、生じた損害の賠償を請求することができる。

(賠償責任)

第 18 条 受注者は、本契約の履行に当たって、受注者の責に帰すべき事由により、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(守秘義務)

第 19 条 受注者は、委託業務の履行により知り得た一切の情報を第三者に提供若しくは漏洩し、又は委託業務の履行以外の目的に使用してはならない。契約期間満了後又は契約解除後においても同様とする。

2 受注者は、本契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、鎌倉市個人情報保護条例（平成 5 年 10 月鎌倉市条例第 8 号）を遵守し、個人情報の保護に努めるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第 20 条 発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月鎌倉市条例第 11 号。）第 2 条第 4 号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第 2 号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 5 号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
- (2) 受注者が、神奈川県暴力団排除条例第 23 条第 1 項又は第 2 項に違反した

と認められたとき。

- (3) 受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (4) 受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第1号から第3号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (5) 受注者が、第1号から第3号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第4号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第21条 受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものとは認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

- 2 受注者は、不当介入を受けたことにより、契約期間に変更が生じるおそれがある場合は、発注者と契約期間に関する協議を行わなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(管轄裁判所)

第22条 本契約に関する訴訟は、横浜地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(協議事項)

第23条 本契約に定めのない事項及び発注者と受注者との間に紛争又は疑義を生じた事項については、発注者及び受注者双方協議の上定めるものとする。

議案第 67 号

工事請負契約の変更について

当初、平成26年10月3日に締結した砂押川沿い歩道整備工事について、次のとおり変更するものとする。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 契約金額

(1) 当初の契約金額	133,300,080円
(2) 平成27年9月17日 変更後の契約金額	142,202,520円
(3) 変更による増額分	15,453,720円
(4) 変更後の契約金額	157,656,240円

「参 考」

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書

工 事 名 称	砂押川沿い歩道整備工事										
工 事 場 所	鎌倉市今泉三丁目6番 先										
請 負 代 金 額	■増額		¥	1	5	4	5	3	7	2	0
	□減額	うち取引に係る 消費税額及び 地方消費税額	¥	1	1	4	4	7	2	0	
請 求 の 方 法	受注者は、請求代金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項をすべて受注者が記入した請求書を発注者に提出することとします。										
そ の 他	この契約のほかは原契約によります。										
この仮契約書は、鎌倉市議会の議決を経たとき本契約書に切り変わるものとします。この場合発注者は、議決された旨の通知書を受注者に送付し、工事期間については、当該通知書に記載のとおりとします。											

平成27年11月26日付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更します。この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 27 年 11 月 27 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 (印)

受注者 鎌倉市城廻640-3
株式会社 都実業
代表取締役 生川 誠 司 (印)

「参 考」

(平成27年 9 月 17 日 付け 締結 契約書)

工 事 請 負 変 更 契 約 書

工 事 名 称	砂押川沿い歩道整備工事
工 事 場 所	鎌倉市今泉三丁目 6 番 先
工 期	工期の変更 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
請 負 代 金 額	増額 8,902,440円 うち取引に係る消費税額 659,440円 及び地方消費税額
そ の 他	この契約のほかは原契約書によります。

平成27年 3 月 27 日 付けで契約を締結した工事請負契約について、上記のとおり変更し、この契約を証するために本書 2 通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自 1 通を保有します。

平成 27 年 9 月 17 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松 尾 崇 ⑩

受注者 鎌倉市城廻640-3
株式会社 都実業
代表取締役 生 川 誠 司 ⑩

「参 考」
 (原契約書)

工 事 請 負 契 約 書

工 事 名 称	砂押川沿い歩道整備工事											
工 事 場 所	鎌倉市今泉三丁目6番 先											
工 期	平成 26 年 10 月 3 日 から 平成 27 年 3 月 27 日 まで											
請 負 代 金 額	十億	百 万	千	円								
	¥	1	3	3	3	0	0	0	8	0		
	うち取引に係る 消費 税 額 及 び 地 方 消 費 税 額				¥	9	8	7	4	0	8	0
契 約 保 証 の 方 法	<input type="checkbox"/> 契約保証金の納付 <input type="checkbox"/> 有価証券等の提出 金 _____ 円 <input checked="" type="checkbox"/> 金融機関又は保証事業会社の保証 <input type="checkbox"/> 公共工事履行保証証券 <input type="checkbox"/> 履行保証保険 <input type="checkbox"/> 免 除											
か し 担 保 期 間	完成引渡しの日から起算して 1 年 間											
解 体 工 事 に 要 する 費 用 等	別紙のとおり											

上記の工事について発注者を「鎌倉市」とし、受注者を「株式会社 都実業」とし、鎌倉市工事請負契約約款の定めるところにより、工事請負契約を締結する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者は記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成 26 年 10 月 3 日

発注者 鎌倉市御成町18番10号
 鎌倉市
 市長 松 尾 崇 (印)

受注者 鎌倉市城廻640-3
 株式会社 都実業
 代表取締役 生 川 誠 司 (印)

(別紙)

解体工事に要する費用等

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (舗装工事等)	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。

2,424,545 円 (税込)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)

別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額)

352,654 円 (税込)

建物明渡等請求訴訟の提起について

建物明渡等請求訴訟の提起につき、次のとおり議会の議決を求める。

平成27年12月2日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

原告 鎌倉市

被告 鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市職員労働組合

中央執行委員長 芳賀 秀友

鎌倉市御成町18番10号

鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

会長 加藤 洋二

2 訴訟提起の理由

市所有の鎌倉市御成町18番10号の建物（旧901会議室）74.17平方メートルの使用について、地方自治法及び鎌倉市公有財産規則の規定に基づき行政財産の目的外使用許可をした相手方が、使用許可期限である平成27年10月31日を過ぎても使用し続けている。よって、同建物の明渡し、損害賠償金の支払いを求めるため、建物明渡等請求訴訟を提訴するものである。

3 訴訟遂行の方針

第一審判決の結果、必要がある場合は、上訴するものとする。